



**ご利用ください**  
**北檜山職業相談室での  
取り扱いについて**

雇用保険受給手続きから認定・給付まで、ご本人の申し出により八雲出張所で取り扱いができませんのでご利用ください。

また、お仕事に関するご相談を派遣日以外でも随時行っておりますのでお気軽にご相談ください。

なお、3月・4月の函館公共職業安定所職員の北檜山職業相談室派遣日は、次のとおりです。

◎日時

- ・3月23日 午後1時～午後5時
- ・3月24日 午前9時～正午
- ・4月20日 午後1時～午後5時
- ・4月21日 午前9時～正午

【問合せ】 北檜山職業相談室

☎ 4・5724

【問合せ】 ハローワーク函館

☎ 0138・26・0735

【問合せ】 ハローワーク八雲

☎ 01376・2・2509

**手続きはお早めに**

**申告書は、自分で書いてお早めに**

平成16年分の所得税（住民税及び個人事業税）の確定申告の相談及び申告書の受付は3月15日（火）、消費税及び地方消費税（個人事業者）の確定申告の相談及び申告書の受付は3月31日（木）までです。

期限間近になりますと、税務署は大変混雑しますので、確定申告書などは、前年の「確定申

告書の控え」や「確定申告の手引き」を参考に、ご自分で作成し、お早めに提出してください。

申告書は国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」でも作成することができます。作成した申告書は、送付により提出できます。

なお、税務署の申告会場にお越しの際には、印鑑、前年の確定申告書などの控え、使い慣れた「計算器具」や「筆記具」をご持参ください。

詳しくは八雲税務署までお問い合わせください。

【問合せ先】 八雲税務署

☎ 01376・3・2195

**個人事業者の方は、注意を  
平成17年分から  
消費税が変わります**

消費税法が平成16年4月1日から改正されました。個人事業者の方は原則として平成17年から適用になります。

主な改正点は次のとおりです。

- ①納税義務が免除される基準期間における課税売上高が1千

万円（改正前3千万円）に引き下げられました。

◎例えば：平成15年分の課税売上高が1千万円を超えている個人事業者の方は、平成17年分の消費税課税事業者となります。また、平成16年分の課税売上高が1千万円を超えている個人事業者の方は、平成18年分の消費税課税事業者となります。

【問合せ先】 八雲税務署

☎ 01376・3・2195

②簡易課税制度を適用することができる基準期間における課税売上高の上限が5千万円（改正前2億円）に引き下げられました。新たに消費税課税事業者となった方及び消費税課税事業者となる方は、「消費税課税事業者届出書」の提出と記帳及び書類の保存が必要となります。

**ご利用の際は慌てずに！**

函館バスの始発は三本杉の「上三本杉」停留所（海水浴場前）となっていますが、交通安全対策の面からバス旋回場が移転しましたが、上三本杉発のバスのご利用に際しては、運転手は待合所に乗客がいるか確認しますので、バスが見えてからでも十分に間に合います。（旧バス待合所は今まで同様ご利用ください。）



消費税及び地方消費税は「消費者からの預かり金」ともいえる税です。定められた期限までに申告・納付をお願いします。

戸籍の窓口

KOSEKI NO MADOGUTI



お誕生おめでとう

- 田中 はなみ 花心ちゃん  
田中大助さん・貴子さん/元浦4区
- 新保 みゆ 心優ちゃん  
新保圭介さん・洋子さん/本町1区
- 田中 るりこ 留里子ちゃん  
田中克貴さん・美智子さん/本町4区

おくやみ申し上げます

- 森 徳一さん (82) 北島歌1区  
(1月15日から2月14日まで届出)

人口と世帯

	2月末現在 (前月比)
人口	2,736人 (-5)
男	1,308人 (-5)
女	1,428人 (0)
世帯	1,160世帯 (+1)

採用試験のお知らせ  
労働基準監督官  
採用試験実施について

「労働基準監督官」は、労働基準関係法令に基づき、あらゆる事業場へ立ち入り、事業主に法に定める基準を遵守させるとともに、労働条件の向上を図ることを任務としております。

このたび平成17年度の労働基準監督官採用試験を次のとおり実施しますのでお知らせします。

◎受験資格

- ① 昭和51年4月2日～昭和59年4月1日生まれの者
- ② 昭和59年4月2日以降生まれ者で次に掲げる者  
(大学を卒業した者及び平成18年3月までに大学を卒業す

る見込みの者及び人事院がそれに同等する資格があると認める者)

◎試験区分・採用予定数

- ・労働基準監督官A (法文系) 約60名
- ・労働基準監督官B (理工系) 約25名

◎受付期間

平成17年4月1日～15日(申込書等については北海道労働局もしくは函館労働基準監督署にあります)

◎試験日程

- ・第1次試験 6月12日 教養試験(多岐選択式) 専門試験(多岐選択式・記述式)
- ・第2次試験 7月26日・27日 (人物試験・身体検査・身体測定)

◎最終合格発表・その他

- ・8月30日
- ・その他詳細については函館労働基準監督署までお問い合わせください。

関 函 館 労働基準監督署

☎0138・23・1276

総務町民課戸籍年係からのお知らせ

担当：浜登幸恵

平成17年度分の国民年金保険料前納(一括払い)制度利用しませんか

平成17年度の国民年金保険料は、月額13,580円となります。16年度から280円の引き上げとなりました。決して安い金額とはいえない額ですよ。この引き上げにともない、新しく割引制度が設けられましたのでお知らせします。



- 1年分の保険料を一括口座振替にすると(新設)..... 159,540円
- 1年分の保険料を一括現金で支払うと..... 160,070円
- 月々現金で支払うと..... 162,960円

上記のように1年分をまとめて口座振替にすると、割引金額が増額されます。この制度を利用される方は、3月31日までに社会保険事務所での登録が完了している必要がありますので、お早めに金融機関へ申し込みください。詳しいことは役場戸籍年係までお問い合わせください。

国民年金保険料は期限内に納めましょう!